

2024年11月28日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
任天堂株式会社
代表取締役社長 古川 俊太郎

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ
（「どうぶつの森 ポケットキャンプ」用「リーフチケット（有償分）」）

スマートデバイス向けアプリ「どうぶつの森 ポケットキャンプ」サービス終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、「リーフチケット（有償分）」の未使用残高をお客様へ払戻しいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
任天堂株式会社
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
スマートデバイス用アプリ「どうぶつの森 ポケットキャンプ」用「リーフチケット（有償分）」の未使用残高

3. 払戻し申出期間
2024年11月29日（金）から2025年6月2日（月）まで

※この期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

4. 払戻し申出の方法
上記の払戻し申出期間終了までに、「どうぶつの森 ポケットキャンプ」を起動し、画面の誘導に従って所定のフォームへアクセスして必要事項を入力のうえお申出ください。

5. 払戻しの方法
お申出後、以下のうちお客様が選択した方法により払戻しいたします。なお、手数料については、弊社にて負担いたします。
 - ① 銀行口座への振込
 - ② 所定のコンビニエンスストア（ローソン）でのお受け取り
 - ③ セブン銀行ATMでのお受け取り

6. 払戻しに関するお問い合わせ先
「どうぶつの森 ポケットキャンプ」内の問合せフォームから、または ac-pocketcamp-support@nintendo.co.jp 宛にお問い合わせください。

以上